

七小PTAの

しおい

令和4年（2022年）度版





こんにちは
「七小 PTA」です

私たちの PTA は、昭和 50 年に子供たちのより良い成長を願って「子供を育てる会」として誕生しました。当時は都内 2 番目のマンモス校でしたが、その後、子供たちを取りまく社会的環境もさまざまと変わり、現在に至っています。

その流れの中で、より良い方向をさぐりながら、その時々の方の会員のみんなの力で前進してきました。会則の改定も随時行われ、昭和 61 年には「七小 PTA」と名称が改められ、昭和 63 年には会員一人一人が参加し、発言できる場として「総会」が開かれることになりました。それにともない、会則も親のわが子への思いやりが PTA 活動に反映されることをめざして、全体的見直しが行われました。

これからもより良い「七小 PTA」となっていくよう、私たち一人一人が力を合わせていきましょう。



学級会および学級委員会

- ・ 「学級会」とは保護者と教師が子供の幸せを願いながら一緒に話し合う場です。PTAの活動は、学級会での話し合いが基礎となって計画されていきます。会員の一人一人がいつでも・誰でも・なんでも自由に話せる会です。皆さんが日ごろ悩んでいること、困っていること、言いたいことなどを、この会で話し合ってみませんか？一人でも多くの声をPTAに反映させるために、学級での話し合いの場は、できるだけ多くもちたいものです。たとえば、保護者会の時に学級会の時間を持つことや、学級委員の呼びかけで懇談会などを開くことも良いでしょう。
- ・ 「学級委員会」とは各クラスの学級委員2名と担任の先生1名の計3名で構成されます。学級委員は、学級会で話し合われた意見や提案を各委員会へ届けます。また、各委員会の活動を、学級に報告する責任もあります。つまり、PTA全体の大切なパイプ役です。
常に、担任の先生と連絡を取りながら活動を進めていきましょう。

学年会および学年委員会

- ・ 「学年会」とは各学級会を学年ごとに組織した集まりのことです。
- ・ 「学年委員会」とは、各学級委員と学年の全担任で構成され、常に各学級間の連絡と調整を図り、学年活動を進めます。

※ 学年毎に学級委員が集まり話し合う場を設けてみるのも良いかもしれません。
(拡大委員会)

特別委員会

- ・ 常設されている委員会ではなく、運営委員会が必要と認められたときに設置され、任務終了後、解散します。

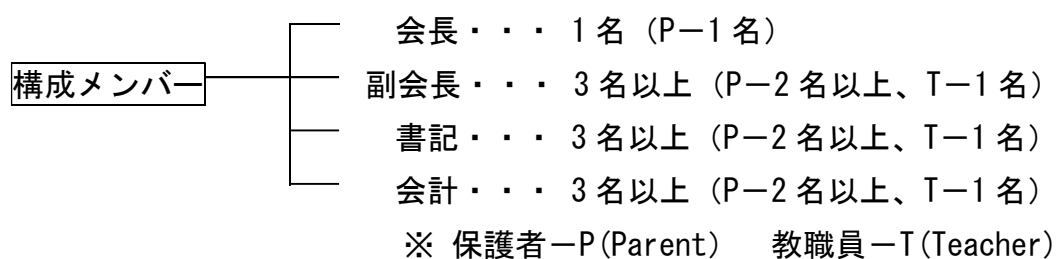
選出管理委員会

- ・ 本部役員の中から、計 3 名で構成されます。

【 役員選出について 】

- 1、 1 年生から 5 年生までの各学級 1 名以上、または学級数×1 名以上とする。
- 2、 互選会で役職を決めます。会長を 1 名とする以外は、候補者が業務の分担を考えながら決定していきます。
- 3、 選出管理委員会は、役職決定の際の話合いの場を設定し、その場に立ち会ってアドバイスなどをします。

役 員 会



- ・ PTA 会務の円滑な推進に努めます。
- ・ 役員は、年度末に選出された候補者の中から互選により役職を決定し、次年度の総会で承認を得ます。

運営委員会

- ・ PTA の運営に責任をもつ最高執行機関です。つまり総会で決まったことを実際に行う所です。会員は傍聴することができます。(但し、発言権はありません。)
- ・ 原則として年 3 回以上（書面開催含む）開催され、学級、学年で出された意見・要望なども内容によってはここで話し合われます。取り組んでほしい事がありましたら、委員、役員の誰にでも声をかけましょう。

小委員会

- ・ 役員および学年委員長、選出管理委員長、特別委員長で構成されます。必要に応じて開催され、運営委員会に提出する議題の検討や学年間の意見交換などが行われます。

会計監査委員

- ・ 前年度の会計リーダーの 2 名および教職員 1 名の計 3 名で構成されます。経理の執行状況が公正に行われているかどうか監査します。

《 外部団体との関わり 》

☆ 青少年対策地区委員会（青少対） 第七地区

- ・ 市内小学校の通学地区を単位として設置されています。（第一地区～第十地区）地域内の青少年の健全な育成を目的とし活動します。
- ・ この会は、本来、地域住民が主体として活躍する組織で、児童の親ばかりでなく老若男女を問わず、地域に住むすべての人たちが含まれています。また、PTA からも代表が参加しています。
- ・ 主な活動として、クリーン作戦、夏休み中のラジオ体操、野の宴などが行われています。

☆ 武蔵村山市公立学校 PTA 連合会（市 P 連）

- ・ 市内の小・中学校の PTA によって組織されています。
- ・ PTA の相互の連絡および教育に役立つ共通の課題を取り上げて話し合い、武蔵村山市全体の教育を考えていくという目的を持っています。
- ・ 会合には各校の PTA 会長、副会長、校長、副校長が出席します。
- ・ グラウンドゴルフ大会、管外研修などの行事が行われます。

※ 外部団体ではありませんが・・・

平成 26 年度より、第七小学校ではコミュニティースクール（学校運営協議会）としてスタートしました。PTA としても各方面で支えています。

学年・学級委員活動について

【活動場所について】

校内での活動

●会議室

- ・ PTA の活動室として使用可能(予約優先)です
- ・ 会議室前の予約カレンダーで予約の有無を確認し学年・組・時間帯を記入してください
- ・ 使用当日は使用前・使用後に副校長先生(もしくは教職員のかた)に挨拶しましょう

●体育館・校庭・学級の教室・その他(図書室・理科室など)

事前に担任の先生と副校長先生の許可が必要です

校外での活動

- ・ 児童対象の活動範囲は大南公園・大南地区会館・分館等です
- ・ 往復は徒歩で行うなど安全対策に気をつけましょう
- ・ その他の場所については副校長先生に相談してください
- ・ 学級委員・児童対象の活動等で公民館を使用する場合、PTA 本部にその旨連絡し手続きすれば減額可能です

【学級費について】

学級費の内容

- ・ 学年・学級活動を円滑に行うための費用です。この費用の範囲内で活動を行います
- ・ 学級費は年度初めに一括して学級委員に渡します
- ・ 学年・学級行事(児童の体験・経験の場となるような活動)に対し使用します
- ・ 児童に渡す学用品等の購入、先生方へのお礼等には使用しないでください
- ・ 行事等でお越しいただいた講師の方へ謝礼を渡す場合は現金(商品券・プリペイドカード等含む)ではなく、品物等で対応してください

活動の報告

- ・ 学年・学級行事等費用の内訳はその学年・学級の保護者会で報告してください
- ・ 年度末に会計報告書に記入し、必要書類(領収書等)を添付して PTA 本部に提出してください
- ・ 領収書のないものは無効(ネット通販利用時特に注意)です
- ・ 領収書は、宛名「大南学園第七小学校 PTA」、品名(例:ノート代、カラーペン代、等)が明記されたもの、支払い内容のわかるもの(レシート等)添付が望ましいです
- ・ 残金は決算日までに会計に返還してください

【印刷物について】

印刷物作成について

- ・印刷物の作成は下記《例》を参照してください
- ・原稿は会議室にある「学級委員印刷物用ファイル」に綴じてください

印刷時について

- ・印刷する前に副校長先生に内容の確認をとり、完成した印刷物を一部副校長先生に渡してください(本読み会の印刷物以外)
- ・印刷は会議室の PTA 専用印刷機を使用してください(予約優先。印刷機前のカレンダーに学年・組・時間帯を記入)
- ・印刷機の使い方は、印刷機前の取説を参考にしてください

※ 本読み会についての印刷物は統一されており副校長先生の確認は不要です。

あらかじめ用意されている原稿に手書きで記入、担任の先生に確認をとり印刷します

《例》

保護者の皆様へ	令和 年 月 日
	武蔵村山市立大南学園第七小学校
	PTA 会長
	・ 学年 学年委員長
	(または) ・ 年・組 学級委員長
	(または) ・ 委員会 委員長
	「 表 題 」
(本 文)	
	
	

【PTA 保険】

- ・ 私たちの PTA では、毎年『PTA 賠償責任保険』に加入しています。
- ・ 一世帯につき年間 100 円の保険料を PTA 会費より支払っています。PTA 行事に参加中に事故にあった場合は、すぐに役員に連絡しましょう。

この保険の対象となる PTA 行事は、日本国内において PTA が企画もしくは立案し、主催または共催するもので、PTA 総会、運営委員会、PTA 会則に基づく手続きを経て、決定されたものをいいます。その他の行事については、保険金の支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

会則は、PTA の活動をより充実させるために定められているルールですが、なんといっても文章が堅く、わかりにくいというのが実際のところです。

「もっとわかりやすい手引き書があれば・・・」という声に答えて作成されたのが、この改訂版です。『みんなのための、みんなの PTA』になるよう活用しましょう。